

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定めるものとする。

（学籍番号）

第2条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

（学生証）

第3条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

（学生証の再交付）

第4条 学生証を紛失又は汚損したときは、学部・大学院事務グループに届け出て、再交付を受けることができる。

（学生証の返還）

第5条 学生証は、課程修了、退学及び除籍又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

（届出事項の変更）

第6条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び修了

第1節 休学

（休学手続）

第7条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第1項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、第9条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

(休学期間)

第8条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手續期間)

第9条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに第7条第1項に規定する手續を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第10条 休学できる期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休学を許可しない。

(休学期間と在学年数)

第11条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

(休学者の学費)

第12条 学則第30条第2項の規定に基づき、休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

- (1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (3) 前2号いずれにも該当しないときは、当該学期の学費

第2節 復学

(復学手續)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手續期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手續)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在籍年数超過者の退学)

第19条の2 1年次又は2年次において学則第17条の2に規定する在籍年数で進級できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

2 3年次において学則第17条の2に規定する在籍年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第21条 学則第51条第3項に規定する者は、同条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第19条の2及び第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 第18条及び第19条により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除籍

(除籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、学則第34条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第7節 修了

(修了日)

第35条の2 本研究科の修了日は、3月18日とする。

2 前項にかかわらず、春学期に修了要件を満たした者の修了日は、9月20日とする。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入猶予期間及び学費は、学費規程に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条、第14条、第24条及び第32条の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。ただし、第35条の2の規定は、2022年度以前の入学生のうち2023年度以降に修了する者にも適用する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2024年4月1日から施行する。